



# 掲示板

市などからのお知らせ

人権なんでも相談所  
相談無料、秘密厳守

【問合せ】  
法務局南魚沼支局

☎772-2164

## 対象

・家庭内（夫婦・親子・相続など）、親族間、近隣間のもめごと・悩みごとなど、毎日の暮らしの中で起こるさまざまな問題

・いじめ、体罰、女性差別、外国人差別などのあらゆる差別問題

## 塩沢会場

日時 4月15日(日)

午後1時～4時（受付時間  
午後1時～3時）

※予約不要

会場 塩沢庁舎2階

201・202会議室

## 最寄りの人権擁護委員

・高橋文子〔中子新田〕

☎782-4937

・木村恵美子〔君沢〕

☎783-3807

・阿部正廣〔島新田〕

☎782-0850

・貝瀬秀行〔金清坊（長崎）〕

☎782-0764

## 魚沼会場

日時 4月19日(木)

午後1時～4時（受付時間  
午後1時～3時）

※予約不要

会場 広神コミュニティセン  
ター〔魚沼市今泉〕

## 最寄りの人権擁護委員

・大嶋のり子〔魚沼市中家〕

☎025-792-3874

・松木譲〔魚沼市和田〕

☎025-799-2117

## 春の全国交通安全運動

【問合せ】環境交通課

☎773-6666

「春風に 一緒にのせよう  
ゆとりとマナー」

4月6日(金)～15日(日)に「春  
の全国交通安全運動」が実施  
されます。

## 運動の重点項目

・子どもと高齢者の安全な通  
行の確保と、高齢運転者の  
交通事故防止

・自転車の安全利用の推進

・すべての座席のシートベル  
トとチャイルドシートの正  
しい着用の徹底

・飲酒運転の根絶

・横断歩行者の保護（新潟県  
重点）

4月10日(火)は

「交通事故死ゼロを目指す日」

全国では記録の残る昭和43  
年以降、毎日、交通死亡事故  
が発生しています。

一人ひとりが

交通ルールを守  
り、いつも以上  
に交通事故に注  
意しましょう。



## 弁護士による『消費生活』 無料法律相談

【問合せ・申込み】  
消費生活センター

☎772-2541

マルチ商法や資格商法、多  
重債務など、お金にまつわる  
消費者トラブルでお悩みの入  
に、弁護士による無料法律相  
談を毎月行っています。

相談時間は1件約30分。希  
望者は、前日正午までに電話  
でご予約ください。

※弁護士との相談時間を有効  
に使えるよう、申込み時に  
相談員が概要を伺います

日時 4月26日(木)

午後1時30分～4時

会場 本庁舎南分館1階

消費生活センター

消費生活センターでは、多  
重債務も含め、消費者のみな  
さんの相談に応じます。身近  
な相談窓口として気軽にご利  
用ください。

仮徴収（4月・6月・8月分）

前年度の保険料をもとに、  
仮算定した額で年金から天引  
きします。この措置は、納付  
回数を増やすことにより、1  
回当たりの納付額を低く抑え  
るために行います。

本徴収（10月・12月・平成31  
年2月分）

算定した平成30年度の保険  
料から、仮徴収の額を差し引  
いた額を、3回に分けて年金  
から天引きします。

普通徴収（納付書・口座振替）

65歳になつたばかりの人や  
転入したばかりの人、年金受  
給額が18万円未満の人など、  
年金天引きの要件に当てはま  
らない人が対象です。

保険料は6月～平成31年3  
月の10回に分けて納付してい  
たきます。4月・5月の納  
付はありません。

平成30年度の介護保険料決  
定通知書は、6月にお送りし  
ます。

今年度から、介護保険料が改  
定されました

改定の内容は、折込みの「福  
祉・介護特集号」の4ページ  
目をご覧ください。

介護保険料の算定

介護保険料は、世帯状況や市民  
税の課税状況、平成29年1月  
1日～12月31日の年金の収入  
額、所得金額から算定します。

納付方法には、特別徴収と  
普通徴収の2種類があります。

特別徴収（年金天引き）

平成29年度の保険料を年金  
天引きで納めていた人や、4  
月から年金天引きが始まる人  
が対象です。特別徴収には仮  
徴収と本徴収があります。

介護保険料の算定

介護保険料は、世帯状況や市民  
税の課税状況、平成29年1月  
1日～12月31日の年金の収入  
額、所得金額から算定します。

納付方法には、特別徴収と  
普通徴収の2種類があります。

特別徴収（年金天引き）

平成29年度の保険料を年金  
天引きで納めていた人や、4  
月から年金天引きが始まる人  
が対象です。特別徴収には仮  
徴収と本徴収があります。

介護保険料の算定

介護保険料は、世帯状況や市民  
税の課税状況、平成29年1月  
1日～12月31日の年金の収入  
額、所得金額から算定します。

納付方法には、特別徴収と  
普通徴収の2種類があります。

特別徴収（年金天引き）

平成29年度の保険料を年金  
天引きで納めていた人や、4  
月から年金天引きが始まる人  
が対象です。特別徴収には仮  
徴収と本徴収があります。

介護保険料の算定

介護保険料は、世帯状況や市民  
税の課税状況、平成29年1月  
1日～12月31日の年金の収入  
額、所得金額から算定します。

納付方法には、特別徴収と  
普通徴収の2種類があります。

特別徴収（年金天引き）

平成29年度の保険料を年金  
天引きで納めていた人や、4  
月から年金天引きが始まる人  
が対象です。特別徴収には仮  
徴収と本徴収があります。

介護保険料の算定

介護保険料は、世帯状況や市民  
税の課税状況、平成29年1月  
1日～12月31日の年金の収入  
額、所得金額から算定します。